

資料編

<数値目標一覧>

1 結婚の希望を叶えるための支援

項目	現状（H30）	目標値（R6）
やまぐち結婚応援センターの引き合わせ実施数（累計）	5,139件	14,000件
学校内子育てひろばの設置校数	65校（R1）	75校

2 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

項目	現状（H30）	目標値（R6）
妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.8%（H29）	増やす（R4）
十代の人工妊娠中絶実施率	5.1%（H29）	減らす（R4）
十代の性感染症罹患数（1定点当たりの報告数）	4.2（H29）	減らす
1歳6か月までの麻疹・風疹ワクチン予防接種率	87.6%（H29）	95.0%
3歳児におけるう歯のない人の割合	81.6%（H29）	90%（R4）
乳幼児健康診査の受診率	1か月 96.7% 3か月 98.4% 7か月 97.1% 1歳6か月 97.4% 3歳 95.8% （H29）	増やす（R4）
周産期死亡率（出産千対）	山口県平均 4.0 全国平均 3.9 （H20年からH29年の10年間の平均）	全国平均以下 （H26年からR5年の10年間の平均）
出生に対する低出生体重児の割合	9.4%	減らす

3 安心して子育てできる環境づくり

項目	現状（H30）	目標値（R6）
利用者支援（市町数）	15市町	19市町
延長保育	254箇所	289箇所
病児保育	32箇所	38箇所
まちかどネウボロ認定数	51箇所	100箇所
子育て短期支援（ショートステイ）（市町数）	15市町	19市町
子育て短期支援（トワイライトステイ）（市町数）	10市町	19市町
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	96.0%	100%
幼稚園での一時預かり	96箇所	112箇所
保育所等利用待機児童数	36人	0人

3 安心して子育てできる環境づくり

項目	現状（H30）	目標値（R6）	
放課後児童クラブ待機児童数	430人	0人	
小児科医師数（小児人口10万人当たり）	山口県平均 112.4 全国平均 112.4	全国平均以上	
小児救急医療電話相談事業の相談件数（年間）	10,781件	12,000件	
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小学校	15.3%	減少させる
	中学校	23.4%	減少させる
勉強が「好き」「どちらかといえ ば好き」である児童生徒の割合 （公立小・中学校）	小学校	66.7%	増加させる（R4）
	中学校	66.8%	増加させる（R4）
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校	87.1%	増加させる（R4）
	中学校	74.3%	増加させる（R4）
県立高校等におけるコミュニティ・スクール導入校の割合	31.5%（H29）	100%（R4）	
コミュニティ・スクールを導入し、地域や大学・企業等と連携して学校・地域の課題解決に取り組んだ県立高校等の割合	62.3%	100%	
近隣の小・中・高等学校等のコミュニティ・スクールと連携した取組を実施した総合支援学校数	6校	12校（R4）	
やまぐち型家庭教育支援チームを設置している中学校区の割合	0%	全中学校区の50%以上（R4）	
地域協育ネットコーディネーター養成講座受講者数（累計）	1,114人	1,850人	
企業等での家庭教育出前講座の受講者数（累計）	10,297人	12,200人	
おやじの会の団体数	204	増加させる	
学校芸術文化ふれあい事業を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学校の割合（年間）	36.3%	維持・向上させる（R4）	
公認スポーツ指導者数	447人	増加させる	
総合型地域スポーツクラブの設置数	50	80	
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	小学校	89.7%	増加させる
	中学校	87.8%	増加させる
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点）の県平均点（公立小・中学校）	小5男	53.1	増加させる
	小5女	54.7	
	中2男	41.3	
	中2女	50.0	
青少年国際交流事業参加者数（累計）	839人	969人	

3 安心して子育てできる環境づくり

項目	現状（H30）	目標値（R6）	
高校生の就職決定率	99.1%	100%に近づける (R4)	
高校在学中に、体験的キャリア教育（インターンシップ、大学・企業訪問等）を行った生徒の割合	—	100%（R4）	
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	94.6%	100%に近づける	
いじめの解消率（公立小・中・高等学校・総合支援学校）	98.3%	100%に近づける	
千人当たりの不登校児童生徒数 （公立小・中・高等学校）	小・中学校	14.6人	減少させる
	高等学校	6.1人	減少させる

4 働き方改革の推進

項目	現状（H30）	目標値（R6）
25～44歳の働く女性の割合	75.6%（H29）	80.0%（R4）
やまぐち女性の活躍推進事業者数	90	220
「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数	50社（R1）	120社
育児休業取得率（男性）	4.86%	17%
「やまぐちイクメン応援企業」登録企業数	305社	540社
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	103分（H28）	増加させる

5 子どもと子育てにやさしい社会づくり

項目	現状（H30）	目標値（R6）
やまぐち子育て県民運動サポート会員登録数	435	500
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	2,148	2,200
「やまぐち子育て応援企業」登録企業数	928	1,000（R4）
「家庭の日」協力事業所の登録数	1,002	増加させる
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,093	1,753
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	43箇所	52箇所
ノンステップバス導入率	74.7%（H29）	81%（R5）
県管理道路における歩道設置率	39.7%（H29）	40.8%
通学路における子どもの交通事故負傷者数（年間）	41人 （過去5年平均）	40人
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	44人	50人

6 困難を有する子どもへの支援

項目	現状（H30）	目標値（R6）
里親委託率	20.4%	33.3%
子ども家庭総合支援拠点の設置市町数	4市町	19市町
「子どもの居場所づくり」実施市町数	3市	5市町以上
「子ども食堂」箇所数	27箇所	100箇所以上

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例

平成 19 年山口県条例第 46 号

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県で、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち山口県民の願いである。

一方、急速な少子化の進行は、家族の構成や雇用形態の変化と相まって、山口県の将来に対して、子どもを育成する環境の悪化、地域の活力の低下等の県民生活の全般にわたる深刻な影響をもたらすことが懸念される。

こうした状況に歯止めをかけ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、これを構成するすべての人が、それぞれの責任と役割を果たして、結婚、出産及び子育てに対する不安の軽減、職業生活と家庭生活との両立を妨げている諸要因の解消等を図ることが重要である。

ここに、私たちは、子どもや子育てを社会全体で愛情を持ってやさしく見守り、かつ、支えることができる社会を実現するために共に力を合わせて取り組んでいくことを決意し、そのような取組の積み重ねが、やがて風土や住みよさとして、親から子へ、子から孫へと受け継がれていくことにより、山口県らしい子育ての文化が創造されることを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的に推進し、もって子育てに関する豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、県民が安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、及び子どもの成長を愛情をもってやさしく支えることができる社会を実現するために行われる取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利が尊重されること及び子どもの利益が考慮されることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、子どもの成長の程度に応じて、その意見が適切に反映され、及びその主体的な取組が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場(以下「社会全体」という。)において、これを構成するすべての者が相互に子育てを支援することを旨として、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもを生み、育てる者がひとしく支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

6 子育て支援・少子化対策は、これまでの地域における取組の成果を有効に活用して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 父母その他の保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、かつ、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもに対し生活のために必要な習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により子育てについて支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者間の相互理解の促進に特に配慮しなければならない。

(社会全体における県民等の連携及び協力)

第8条 県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)は、社会全体において子育て支援・少子化対策を推進するに当たっては、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(県民運動)

第9条 県民等は、子育て支援・少子化対策が地域の特性を生かして行われるようにし、かつ、社会全体において子どもの成長及び子育てを支える気運の醸成を図るための活動(以下「県民運動」という。)を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民運動が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第10条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 事業者又は県民若しくは事業者の組織する民間の団体は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、前項の規定による取組を支援する取組をするよう努めるものとする。

3 県は、毎年、期間を定めて、家庭の日(前二項の規定により県民等が定める日をいう。)の趣旨について啓発活動を行うものとする。

(基本的施策)

第11条 県は、子育て支援・少子化対策の推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 社会を構成するすべての者が結婚、出産及び子育てを支える気運を醸成すること。
- 二 子どもの心身の成長過程に応じた保健医療サービスの充実及び家庭における健康の増進を図ること。
- 三 子どもを生み、育てる者の負担の軽減を図ること。
- 四 子どもに社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるとともに、子どもの豊かな心及び健やかな身体をはぐくむこと。
- 五 職業生活と家庭生活との両立を支援すること。
- 六 地域において子育てを支援する体制及び住宅、公園その他の生活環境を整備すること。
- 七 市町及び県民等と共同して子どもの安全の確保及び健全な育成を図ること。

(計画の策定等)

第12条 知事は、前条に定める施策その他の子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子育て支援・少子化対策の推進に関する計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 子育て支援・少子化対策の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 子育て支援・少子化対策の推進に関する目標
- 三 子育て支援・少子化対策の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前3号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(事業者の報告)

第13条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(推進体制の整備)

第14条 県は、市町及び県民等と連携しつつ、子育て支援・少子化対策に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 16 条 知事は、毎年、県議会に、子育て支援・少子化対策の推進の状況及び子育て支援・少子化対策に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(山口県子育て文化審議会)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、審議会を置く。

- 一 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務
 - 二 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 4 項各号に掲げる事務
 - 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務
- 2 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 一 学識経験のある者
 - 二 子育ての支援に関する団体を代表する者
 - 三 事業者を代表する者
 - 四 労働者を代表する者
 - 五 市町の長を代表する者
 - 六 関係行政機関の職員
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 山口県子育て文化審議会は、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)の施行の前においても、改正法附則第 9 条の規定により改正法の施行の前においても行うことができることとされた改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務を行うことができる。

山口県子育て文化審議会規則

平成 19 年山口県規則第 91 号

(趣旨)

第1条 この規則は、子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例(平成 19 年山口県条例第 46 号)第 17 条第 4 項の規定に基づき、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 26 年規則第 11 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 27 年規則第 37 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

山口県子育て文化審議会委員名簿

区 分	所 属 等	氏 名
学識経験者	山口大学経済学部	◎ 鍋 山 祥 子
	宇部フロンティア大学短期大学部	○ 伊 藤 一 統
	山口県立大学社会福祉学部	横 山 順 一
	特定非営利活動法人もりのこえん	井出崎 小百合
関係団体	(一財)山口県保育協会	兒 玉 好 美
	(公財)山口県私立幼稚園協会	兼 安 哲
	山口県地域活動連絡協議会	安 光 真裕美
	山口県母子保健推進協議会	百 衣 万里子
	山口県PTA連合会	前 田 亜 樹
	(社福)山口県社会福祉協議会	大 倉 福 恵
	(一社)山口県医師会	藤 本 俊 文
	子育て県民運動地域推進協議会	杉 山 美 羽
事業者代表	山口県経営者協会	國 分 辰 男
労働者代表	(一社)山口県労働者福祉協議会	古 都 昇
公募委員		岡 崎 啓 子
		松 本 睦

◎会長 ○副会長

<用語解説>

プランに記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、以下の用語が出てくるページを示しています。

A～Z

*AFPY（アフピー）【P21】

「Adventure Friendship Program in Yamaguchi」の略。他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法のこと。

*SNS【P18, 22】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

あ行

*新しい社会的養育ビジョン【P34】

2016（平成28）年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されたことから、この改正法の理念を具体化するため、有識者による検討会でとりまとめられたもの。

*預かり保育【P15】

幼稚園（公立・私立）において、教育時間の前後や長期休業中などに、園児を対象に実施する保育のこと。

*イクボス【P24, 26】

部下のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司をいう。

*イクメンパパ子育て応援奨励金【P25】

企業等における男性の育児休業取得を促進するため、「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」に基づく登録を受けた企業（常時雇用者300人以下のものに限る。）に従事する男性従業員が育児休業を取得した場合に、当該企業に奨励金を支給する制度。2015（平成27）年4月制度創設。

*一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）【P24, 60】

2005（平成17）年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組を行うために策定する計画。現在、常時雇用する労働者が101人以上の企業に策定が義務付けられ、その他の企業は努力義務となっている。

他に、2016（平成28）年4月に施行された「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画もある。

＊一時預かり【P15, 22】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。

＊一時保護所【P34】

児童福祉法第 12 条の 4 に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設のこと。

＊医療的ケア児【P16, 17】

医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児のこと。

＊インクルーシブ教育システム【P20】

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

＊インターンシップ【P21, 23】

大学生や高校生などが働くことに関する理解を深めるため、在学中に、企業等で一定期間、就業体験を行うこと。

＊運動メニュー【P19】

専門家や関係機関と連携し、スポーツ医・科学に基づき作成した運動例。

＊お父さんの育児手帳【P26】

男性の育児参加に対する意識を高め、育児参加を促し、誰もが安心して生み育てられる環境づくりを推進していくことを目的として、2014（平成 26）年度から、県内各市町において、母子健康手帳と併せて配布している手帳のこと。

か行

＊開発的生徒指導【P21】

児童生徒が自己のよさに気付き、自らを主体的に伸ばしていこうとする取組を重視した生徒指導。

＊輝き女性サポーター【P25】

女性管理職アドバイザー制度において活動する県が認定した県内事業所の女性管理職のこと。

＊学力向上推進リーダー【P20】

児童生徒の学力向上を積極的に推進するため、市町教委と連携して地域内の学校を継続的に訪問して、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う者。

＊家事から始まる男女共同参画手帳【P26】

家庭内から女性の活躍を支援するため、男性の家事・育児への参加促進を目的とした冊子。具体的な家事分担について夫婦で考えるきっかけとなるよう、家事&育児分担当表などを掲載している。

＊学校内子育てひろば【P9, 10, 26】

未来を担う若い世代が、家庭や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさを身近に感

じる機会を創出するため、中学校や高等学校の学校内に開設し、未就園児親子と中学生や高校生が交流する「子育てひろば」のこと。

***家庭教育支援チーム【P20】**

学校や地域、行政機関等と連携しながら、子育てや家庭教育についての相談活動や講座等を実施し、子育てや家庭教育をサポートするために市町等で編成されたチームのこと。

***家庭の日【P29, 32】**

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日。事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるとしている。

***環境学習【P21】**

自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のこと。

***企業内婚活サポーター【P8】**

やまぐち結婚応援企業に登録した企業・団体（以下「企業等」という。）において、職場のつながりを生かした結婚支援の取組を推進する従業員。

***企業魅力体験プログラム【P10】**

山口しごとセンターと連携し、基礎的能力養成、職場体験、オーディションを組み合わせた訓練。

***キャリアカウンセリング【P9, 25】**

求職者の適性、職業経験、能力等に応じた職業選択や職業訓練を助言すること。キャリアカウンセリングを行う専門家をキャリアカウンセラーという。

***キャリア教育【P19, 21】**

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

***教育力向上指導員【P20】**

優れた現職教員のもつ高い指導技術やノウハウ等の全県的な波及、活用を図るため、前年度の県優秀教員表彰を受けた教員の中から県教委が委嘱し、授業の公開や派遣による訪問指導等を行う者。

***結婚・子育て応援デスク【P8】**

若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう支援するため、結婚から妊娠・出産、子育てに至るまでの総合的な相談窓口。

***合計特殊出生率【P2】**

その年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

***高等産業技術学校【P9, 10】**

「職業能力開発促進法」（昭和44年法律第64号）に基づき、県が周南市と下関市に設置している職業能力開発校のこと。基礎的な技能を習得するための長期間及び短期間の職業訓練を実施している。

*子育て世代包括支援センター【P11, 33】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師等の専門職が総合的相談支援を提供するワンストップ拠点で、全市町に設置されている。

*子ども家庭総合支援拠点【P34, 36】

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点で市町に設置するもの。

*子ども食堂【P35, 36】

地域の子ども等に無料または安価で食事を提供する民間を中心とした取組のこと。

*子どもと親のサポートセンター【P20, 22】

子どもや親に対する教育相談・支援機能を強化するため、やまぐち総合教育支援センター内に設置された機関。

*子どもの居場所づくり【P35, 36】

貧困の連鎖を防止する観点から、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図る取組のこと。

*コミュニティ・スクール【P19, 20, 22, 23】

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

さ行

*里親【P33, 35】

さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと。

*里親制度【P35】

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、都道府県等が里親に委託する制度。

*里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）【P35】

質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に実施する機関。

*思春期ほっとダイヤル【P12】

男女問わず、思春期のからだの相談を受けている山口県が設置した専用電話。

相談内容：思春期のからだの相談

相談日時：午前9時30分から午後4時まで 毎日実施（祝日・年末年始を除く）

電話番号：0835-24-1140

相談員：保健師又は助産師

＊市町要保護児童対策地域協議会【P34】

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う地域協議会で市町が設置したもの。

＊主任児童委員【P28, 34】

児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する必要な援助・協力、地域の児童健全育成活動に対する支援等を行う者。厚生労働大臣が任命する。

＊児童館【P18, 35】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。

＊児童虐待【P4, 6, 7, 33, 34】

児童虐待の防止等に関する法律第2条において、定義された保護者からの、①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動、の4種類とされている。

＊児童虐待防止対策体制総合強化プラン【P4, 34】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するために国が策定したもので、対象期間は2019（令和元）年度～2022（令和4）年度まで。

＊児童相談所【P4, 18, 34】

児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関。

＊児童養護施設【P15, 35】

保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導等を行い養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

＊社会的養護【P35】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

＊周産期医療【P7, 11, 13】

妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

＊小児救急医療電話相談【P11, 17, 22】

山口県内全域を対象に、夜間、子どもが急な病気やけがをした際に、看護師等が症状に応じた適切な助言を行う電話相談。

相談内容：小児の急病、けが等に関すること

相談日時：午後7時から翌朝8時まで 毎日実施

電話番号：#8000 又は 083-921-2755

相談員：看護師（必要に応じて小児科医師等）

***小児慢性特定疾病【P17】**

児童等が当該疾病にかかっていることで、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定めるもの。

***少年安全サポーター【P18, 31】**

市教育委員会等を拠点に、いじめ等の学校における少年の問題行動への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言を行うなど、教育現場と警察とのパイプ役として活動する専門職員のこと。

***ショートステイ【P15, 22】**

疾病、疲労等により、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間（通常、7日間以内）、養育・保護を行うもの。

***初期救急【P17】**

入院や手術を必要としない患者への医療提供のこと。休日夜間急患センターや地元医師会の医師が当番で実施する在宅当番医によって行われる。

***食生活改善推進員【P11】**

市町が開催する養成講座を修了し、地域において食生活改善を中心に健康づくりのためのボランティア活動に取り組む者。

***女性管理職アドバイザー制度【P25】**

県内事業所の女性管理職が、他社の女性管理職や中堅女性職員等へ、職業生活上の課題解決に向けた助言等を行う制度。

***女性健康支援センター【P12】**

思春期から更年期に至る女性に対し、思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導を行う機関。

***自立援助ホーム【P35】**

義務教育を終了し、児童養護施設を退所した児童等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、援助が必要な児童に対し、日常生活上の援助や生活指導等を行うための施設。

***新体力向上プログラム【P19】**

県内の各小・中学校が、子どもの体力等の実態に基づき、家庭・地域と連携した、体力向上に向けた各校の特色ある取組をまとめた計画のこと。

***新・放課後子ども総合プラン【P16】**

放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、国が策定したもの。放課後児童クラブについて、2021（令和3）年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消をめざす。その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023（令和5）年度末までに計約30万人分の受け皿を整備し、また、全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施すること等をめざす。

***スクールガード【P30, 31】**

児童生徒の登下校時の安全を見守る学校安全ボランティア。

***スクールカウンセラー【P22, 35】**

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う心の専門家のこと。

***スクールソーシャルワーカー【P20, 22, 35】**

社会福祉等の専門的な知識や技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家のこと。

***スクールロイヤー【P22】**

法的側面からのいじめ予防教育の実施や学校における法的相談に対応する弁護士。

***健やか親子21（第2次）【P12】**

21世紀の母子保健の主要な取組の方向性や目標・指標を示し、関係機関・団体が一体となってその達成に向けて取り組む国民運動計画として国が定めたもの。2005（平成13）年から開始され、2015（平成27）年からは10箇年計画として第2次が始まっている。

***先天性代謝異常等疾患【P17】**

生まれつき体の中の栄養素を代謝するしくみや、ホルモンを作るしくみに異常があり、知らずに放置すると、臓器障害や知的障害、活気不良や成長障害などが起こる病気。

***総合型地域スポーツクラブ【P21, 23】**

地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までがそれぞれの好みに応じたスポーツ・文化活動等、複数の種目を楽しむことができる総合的なスポーツクラブ。

***総合支援学校【P19, 20, 23】**

山口県が設置した「特別支援学校」の呼称。

***総合周産期母子医療センター【P13】**

母体・胎児集中治療管理室（MFICU）や新生児集中治療室（NICU）等を備え、全県において、リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供を行う、周産期医療の中核となる施設のこと。

***総合療育システム【P16】**

乳幼児の身体面や精神面での、発達の遅れや障害をできるだけ早く発見し、少しでも早い時期に治療、訓練、保育などを行い、その子どもの発達を最大限促していくため、医療、保健、福祉、教育などの関係機関がお互いに連携を図り、保護者と協力しあって早期療育を進めていくためのシステム。

***ゾーン30【P30】**

市街地等の生活道路及び通学路における歩行者等の安全を確保するため、道路管理者と連携して、通過交通の抑制等が必要な地区において、最高速度 30 km/h 区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を実施するもの。

た行

*誰もが活躍できるやまぐちの企業【P24, 26】

長時間労働の縮減や仕事と生活の両立支援に積極的に取り組み、若者、女性、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに成果を上げている企業として、やまぐち働き方改革推進会議会長（知事）が認定した企業のこと。2017（平成 29）年 8 月制度創設。

*地域型保育事業【P15, 37】

保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業。

*地域協育ネット【P20, 22, 23】

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組みのこと。

*地域子育て支援拠点【P11, 15, 27, 28】

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。

*地域子ども・子育て支援事業【P15】

2015（平成 27）年 4 月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づくもので、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図るため、施設型給付とは別に、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業など 13 の事業として市町村が実施している。

*地域周産期母子医療センター【P13】

産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、地域において、周産期に係る比較的高度な医療の提供を行う施設のこと。

*デュアルシステム【P10】

座学と企業実習を組み合わせた職業訓練。

*テレワーク【P7, 24, 25】

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）に分けられる。

*登下校防犯プラン【P31】

2018（平成 30）年 5 月に、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受け、登下校時の総合的な防犯対策の強化に向けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において 2018（平成 30）年 6 月にまとめられたもの。

*トワイライトステイ【P15, 22】

仕事等により、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

な行

*二次救急【P17】

入院や手術を必要とする患者への医療提供のこと。複数の病院が当番日を決めて実

施する病院群輪番制病院や、病院の施設や機能を地域の医師に開放し、地元医師会の協力により実施する共同利用型病院によって行われる。

***乳幼児突然死症候群（SIDS）【P17】**

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気。原因はわかっていない。日本では、およそ6,000人～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定される。生後2ヶ月から6ヶ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがある。

***認定こども園【P15, 28, 37, 38, 39, 40】**

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

***ノンステップバス【P29, 32】**

バスの前扉から後扉の間の床面にステップ（段差）の構造のないバス。

は行

***ハイリスク妊産婦・新生児【P13】**

妊娠高血圧症候群、多胎妊娠等産科管理の必要な妊産婦や早産児や低出生体重児など発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性のある新生児。

***母親クラブ【P18, 28】**

「まちの子はみんなわが子」をスローガンにして、地域における子どもの健全育成や子育て支援などに取り組む地域活動組織。

***ひきこもり地域支援センター【P19】**

ひきこもり本人や家族等からの相談対応や支援、地域における支援体制の整備を行う機関のこと。精神保健福祉センター及び各保健所に設置。

***病児保育【P15, 16, 22】**

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業のこと。

***ファミリーサポートセンター【P15】**

育児の援助を受けたい会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助活動を行う組織。

***フィルタリング【P18, 31】**

違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

***福祉総合相談支援センター【P34】**

中央児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センターを統合した福祉に関する総合的な相談・支援機関。

***不妊専門相談センター【P12】**

不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行う機関。

***ふれあい教育センター【P16, 20, 22】**

やまぐち総合教育支援センター内に設置し、地域の小・中学校等をはじめ、幼児児童生徒や保護者へ、特別支援教育について、広域的・専門的な相談支援を行う機関。

***放課後子ども教室【P16, 36】**

放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習などの取組を実施するもの。

***放課後児童クラブ【P15, 16, 22, 28, 36】**

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る施設のこと。

***保護者支援プログラム【P34】**

児童相談所において、児童虐待を行った親に対して、親子関係再構築支援の一環として実施しているプログラムであり、様々な手法がある。

***母子・父子自立支援員【P36】**

母子・父子家庭及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者。

***母子家庭等就業・自立支援センター【P36】**

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う。県内では、山口県母子・父子福祉センター（山口市）に併設されている。

***母子父子寡婦福祉資金【P36】**

母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金。資金の申込み等は居住地の市町を通じて実施。

***母子保健推進員【P11, 12, 28】**

地域に密着した母子保健事業を推進するために、市町から委嘱を受け、乳幼児の家庭訪問や健診のサポート、子育てサークルの開催など、市町における母子保健推進活動を行う者。

ま行

***マタニティマーク【P12】**

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

***まちかどネウボラ【P11, 22】**

地域子育て支援拠点のうち、研修受講など一定の要件を満たしたものに対し、県が認定したもの。

***民生委員・児童委員【P11, 27】**

住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障害者、母子・父子家庭などの様々な相談や調査、援助活動をする者。厚生労働大臣が委嘱する。

や行

*やまぐちイクメン維新【P26】

県民誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、家事・育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、父親の積極的な家事・育児への参加を推進する取組のこと。

*やまぐちイクメン応援企業宣言制度【P24, 27】

男性従業員と上司、同僚等が一体となって、男性が育児に参加しやすい職場環境づくりに積極的に取り組むことを宣言する企業等を登録する制度。社会全体で子育てを応援する気運を醸成することを目的に、2014（平成26）年8月創設。

*やまぐち型地域連携教育【P20】

コミュニティ・スクールが核となり、山口県独自の地域協育ネットの仕組みを生かして、各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する取組のこと。

*やまぐち教育応援団【P21】

社会全体による教育の推進のため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域人材等を認証・登録する制度。

*やまぐち結婚応援センター【P7, 8, 10】

20歳以上の結婚を希望する独身の方の出会いのサポートをするため、2015（平成27）年度に県が県内4箇所（山口市、岩国市、下関市、萩市）に設立したセンターのこと。

*やまぐち結婚応援企業【P8】

社会全体で出会いと結婚を応援する気運を高めるため、職場のつながりを生かした縁結びの取組を進め、企業内婚活サポーターを設置する企業・団体で「やまぐち結婚応援企業」に登録したもの。

*やまぐち結婚応援団【P8】

民間による結婚に向けた出会いの場づくりを促進する取組。趣旨に賛同し、出会いの場づくりを行う団体等を登録し、団体等が実施する出会いの場づくりの情報等をホームページで紹介。

*やまぐち結婚応援パスポート【P9】

新たに結婚する世帯等に対し、社会全体で結婚を応援する気運を高めるとともに、新婚夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、協賛事業所から優待サービスを受けることができる制度。

*やまぐち子ども・子育て応援ファンド【P27】

民間企業等から寄附を募り、県費と合わせて、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」を組成し、子育て支援や子どもの貧困対策等に取り組む団体の主体的な活動に対して助成を実施。

*山口県子ども読書支援センター【P19】

「山口県子ども読書推進計画」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する機関。

*山口県子どもの貧困対策推進計画【P35】

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、本県の子ども

の貧困対策を総合的に推進するための基本指針として策定したもので、子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づくもの。

***山口県社会的養育推進計画【P35】**

国の「新しい社会的養育ビジョン」（2017（平成29）年8月）を踏まえ子どもの権利保障や家庭養育優先原則を計画的に進めるため、現行の「家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画」を見直し、新たに策定したもの。

***山口県発達障害者支援センター【P16】**

社会生活への適応が困難な発達障害の特性を踏まえ、生涯一環したきめ細かな支援を行うため、これらの障害を持つ方やその保護者の方からの相談に応じるとともに、家庭・保健・福祉・医療・教育等の関係機関の連携を中心として、専門的支援のバックアップを行う機関。

***やまぐち子育て応援企業宣言制度【P24, 27, 60】**

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定して、男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりに積極的に取り組むことを宣言する企業等を登録する制度。社会全体で子育てを応援する気運を醸成することを目的に、2008（平成20）年5月創設。

***やまぐち子育て応援パスポート制度【P27, 60】**

社会全体で子育てを応援するため、18歳未満の子どもや妊娠中の人のいる家庭が、商店などから料金の割引やポイントサービス等を受けることができる制度。

***やまぐち子育て県民運動【P28, 32】**

社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めるため、2003（平成15）年8月から山口県独自に取り組んでいる、県民総参加で子育て支援の輪を広げる運動のこと。

***やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター【P28】**

地域の子育て支援ネットワークを強化し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の促進等を図るため、様々な人材や機関、団体等と連携しながら地域交流やネットワークを促進していく人材として認定された者。

***やまぐち子育て連盟【P7, 27, 60】**

若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てが出来る切れ目ない支援を、やまぐち子育て県民運動として、企業、地域、行政等が、協働して展開する団体のこと。社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図っている。

***やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム【P27】**

子どもと子育てにやさしい社会づくりを推進するために、企業・団体等の分野を超えた連携により、従来の発想にとらわれない幅広い視点から施策の検討を行い、実行するための推進体制のこと。

***山口しごとセンター【P9, 10, 25】**

就職活動に役立つ相談・情報提供・職業紹介等の支援をワンストップで行う施設のこと。県が2004（平成16）年に新山口駅前に設置した「山口県若者就職支援センター」を改組し、2018（平成30）年8月開設。支援対象は、概ね40歳未満の若者及びUターン希望者に加え、改組後はシニア、女性も対象とする。

*やまぐち女性の活躍推進事業者【P25, 26】

女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行うことを宣言する事業者等を登録し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援する制度のこと。

*やまぐちジョブナビ【P9】

山口しごとセンターが運営する就職関係情報提供ホームページ。

*やまぐち働き方改革支援センター【P24, 26】

働き方改革について、企業や従業員からの相談にワンストップで対応する窓口として2016（平成28）年9月に若者就職支援センター（現 山口しごとセンター）に設置。

*やまぐち働き方改革推進会議【P24】

仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の活躍促進、長時間労働の是正その他の「働き方改革」に関する施策を先進的に実施するため、知事をトップに、労働団体、経営者団体、金融機関、大学、学識経験者、行政機関等により設立した組織。2016（平成28）年8月設立。

*やまぐち版ネウボラ【P7, 11】

妊娠期から子育て期まで手厚い支援を行うフィンランドの取組（ネウボラ）を参考に、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する山口県独自の取組のこと。

*ユニバーサルデザイン【P29】

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人をはじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

*養育費支援相談センター【P36】

養育費に関する相談、情報提供のほか、全国の養育費専門相談員、母子・父子自立支援員、養育費や子のある夫婦の離婚に関する相談担当者の研修のサポートを行うため、国が東京に設置。

ら行

*ライフデザイン教材【P9】

未来を担う若い世代が、自らの進路を選択する際、結婚、出産、子育て等のライフイベントも踏まえ、総合的に考えることができるよう、家庭科の授業等で活用できる高校生向けの教材「Life design guide」として、2019（平成31）年3月に作成。

わ行

*ワーク・ライフ・バランス【P24】

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた生き方をすること。

*ワンストップ【P9】

利用者の相談や情報収集などの複数のニーズを1か所で受け止め対応すること。